特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

K C C N = ¬ ¬



第118号

髙嶌 英弘
KCCN 理事
京都産業大学法学部教授

芸能人養成スクールの入学時諸費用不返還条項が消費者契約法9条1項に違反するとして提起された適格消費者団体の差止請求が認められた事例

東京高等裁判所令和5年4月18日判決(エーチーム事件)、判例集未登載

今年も 4 月の入学シーズンが近づいてきましたが、この時期に特に多発する消費者トラブルとして、大学や各種専門学校における学納金の返還問題があります。学納金の返還に関しては、近時、新しい判断を示した東京高裁判決が下されましたので紹介します。

本判決は、適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本(COJ)による差止請求を認めた事案です。

そこでは、芸能人養成スクールの在学契約において消費者が入学時に支払う「入学諸費用」の不返還条項は、消費者契約法9条1号(令和4年改正前の条文)にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するとして、差止請求が認められています。

特に注意すべきは、本判決においては、入学金に相当する金銭もまた、消費者契約法 9 条 1 号 (平成 4 年改正前の条文)の対象となるとされている点です。

従来の最高裁判例法理によれば、大学入学に際しての学納金のうち、授業料の不返還特約は消費者契約法9条1号に基づき無効であり返還の対象になるが、入学金については、「入学しうる地位」の対価であるとして、同条の対象に含めてきませんでした。これに対し本判決は、学費の返還以外に、「入学時諸費用」の大部分についても返還の対象となりうることを認めた点に特徴があります。その判断に際し、本判決が挙げている考慮要素は次の4点です。

- (1)法令上の規制の有無(修業年限や人的物的設備の充足等について法令上の規制等が設けられているか否か)
- (2)所轄官庁によるコントロールの有無(レッスン課程、収用定員、授業料・入学料等の費用について所轄官庁のコントロールを受ける学校か否か)。
- (3)入学しうる地位の維持のために対価を支払うべき必要の有無(本件については、「受講生において、本学スクールに入学しうる地位を維持するために対価を支払うべき必要があると言えるかには疑義がある」とした。)

(4)入学金と授業料の比率(本件については入学時諸費用が 38 万円であり、「入学時諸費用の額が 1 年間の月謝総額を上回っているところ、一般的にみて、入学時諸費用の額は、本件スクールに入 学し得る地位を取得するための対価として著しく高額」であるとした。)

このように、本件は、授業料以外の学納金についても、上記 4 つの判断要素を総合的に判断して返還請求の対象になる場合があることを認めたのは画期的です。

本件は「芸能人養成スクール」の「入学時諸費用」を対象にした判決ですので、大学を相手方とする紛争の先例になるわけではありませんが、「大学の入学金は権利金的性質を有し返還請求の対象にならない」とされてきた従来の最高裁法理に対しても、再検討を迫るものです。本件は現在、最高裁に継続中であり、その判断が待たれるところです。

なお、本件判決の判例評釈は、現代消費者法 2024年3月号に掲載される予定です。

(2024年3月)

注1	消費者委員会ホームページ
	https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/paradigm_shift/doc/001_231227_shiryou1.pdf
注2	消費者委員会ホームページ
	https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/paradigm_shift/001/shiryou/index.html
注3	消費者庁ホームページ
	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_004/
	(2024年2月)